

合気道連盟・連合国内規程

第1章 総則

第1条 (目的)

公益財団法人合気会（以下、(公財)合気会と言う）は、日本国内における登録道場および団体の融和と円滑な連携を図り、合気道の普及および振興を期し、ここに合気道連盟・連合（以下、条文では総称して連盟と言う）規程を定める。

第2条 (定義)

1. 地域の連盟とは、都道府県の行政単位における(公財)合気会が認めた唯一の組織をいう。
2. 学校団体の連盟とは、広域の地域における(公財)合気会が認めた唯一の組織をいう。
3. 連合とは、国または公的機関における(公財)合気会が認めた都道府県を跨いだ横断的組織をいう。

第2章 合気道連盟・連合の整備支援および認定

第3条 (設立支援)

1. (公財)合気会は、登録道場および団体が連盟を設立するに当たり、そのために必要な支援を積極的に行う。
2. (公財)合気会は前項を具体化するため、「合気道連盟・連合振興委員会」（略称を連盟・連合振興委員会と言う）を設置する。

第4条 (認定・公表)

(公財)合気会は、連盟の認定を申請する組織が下記の要件を満たしている場合には、これを認定し、公表する。

- (1) 第2条(定義)の当該連盟の申請をする組織を構成する各道場および団体(脚注1)は、単なる一個人の複数団体ではなく、広く社会に公開された独立した複数の合気道道場または団体からなること
- (2) 当該連盟の申請をする組織は、本拠地ならびに文章化された規約類および役員を有し、必要な都度に(公財)合気会本部と連絡を維持できること

第5条 (整備および維持支援)

1. (公財)合気会ならびに連盟振興委員会は、第4条の認定条件が不備なため、(公財)合気会の認定を得られない当該連盟組織(暫定活動中)について、(公財)合気会が必要と認めた場合、第4条の認定の条件が整うように助言、指導ならびに当該組織の育成に助力する。
2. (公財)合気会ならびに連盟振興委員会は、認定をすでに得ている各地域の合気道連盟についても、その後の運営ならびに活動が滞りなく整備、維持されるよう必要に応じて、適宜適切な助言ならびに支援を行う。

第3章 合気道連盟・連合の主な事業

第6条 (連盟の主な事業)

各合気道連盟は、地域における合気道の普及と振興を促進すると共に、加盟合気道団体の相互の融和と合気道の交流研鑽を目的とし、これを達成のため行う主な事業を次に掲げる。

- (1) (公財) 合気会本部道場指導部等の指導者を招聘し、講習会および演武会の開催
- (2) 合気道の普及・振興等、社会的要請への積極的な協力ならびに支援活動
- (3) (公財) 合気会の本部道場指導部等による地域指導者を対象とした講習会への出席奨励
- (4) 加盟合気道団体間の融和親睦と稽古交流を通じて、道統を重んじる気風、並びに (公財) 合気会が定める倫理憲章と行動規範の周知と遵守奨励
- (5) 加盟合気道団体が行う事業に対する後援
- (6) 合気道に関する調査、研究ならびに振興活動
- (7) (公財) 合気会が編纂、出版するメディア、印刷物情報の加盟団体・会員への広報
- (8) その他、当該合気道連盟の目的を達成するための諸事業

第4章 賞 罰

第7条 (賞 罰)

1. (公財) 合気会は、傘下の合気道連盟ならびにそれを構成する合気道道場および団体が、合気道普及ならびに指導活動を通して地域の人々の健全な心身の育成等、地域・社会に貢献著しい者について、第三者機関の表彰推挙要請に応じてこれを推薦する。または所定の手続きを経て直接にこれを表彰する。
2. (公財) 合気会は、傘下の合気道連盟が (公財) 合気会の規約に著しく違背した場合、または著しく名誉を傷つけた場合、あるいは傘下の合気道の道場、団体の相互利益に著しく反する行為があることを認められた場合、(公財) 合気会の必要な手続きを経て相応の是正勧告を行う。相当期間をおいてなお是正を認められない場合は、認定を取り消す場合がある。

第5章 規程の制定・改正・廃止

第8条 (制改廃)

1. 本規程の制定・改正・廃止については、(公財) 合気会が行う。
2. 本規程について細則等、これを補う規則の整備を必要とする場合も前1項に準ずる。

第6章 附 則

第9条 (実 施)

本規程は、平成29年4月1日より実施する。

第10条 (履 歴)

1. 平成29年4月1日初版制定。
- 2.

(脚注1) 各道場および団体とは、(公財) 合気会本部道場および茨城支部道場を除く日本国内で活動し、(公財) 合気会に登録された道場または団体をいう。